

令和7年8月14日

厚生労働省

老健局長 黒田 秀郎 様

一般社団法人介護人材政策研究会

代表理事 天野 尊 朗



介護分野における最低賃金の引き上げへの対応について（要望）

厚生労働省の中央最低賃金審議会では、最低賃金（時給）の2025年度改定の目安として63円を引き上げ、全国平均で1,118円とするとりまとめを行いました。

これにより、介護分野においても一層の処遇改善が図られることが期待される一方、公定価格である介護報酬により運営される介護施設・事業所では、ただでさえ物価高の影響等により経営が圧迫されるなか、それに対応しうる賃上げ財源の確保が困難であることや、平均的な給与水準と最低賃金との差が縮まり、労働市場における競争力をさらに失うことを懸念する声などがあがっています。

また、関連する事項として、年金改革によりいわゆる「106万円の壁」が撤廃されることから、特に非正規の職員を主力とする小規模な事業所等においては、厚生年金の事業主負担増による影響も指摘されています。

これらにより、介護事業経営の舵取りは一層難しいものとなることを見込まれるところ、介護従事者の処遇改善を力強く推進しつつ、十分な事業者支援策を並行して行わなければ、介護サービスの提供基盤がさらに疲弊することは明らかなです。早期に対策を講じなければ、本来目指されるべき処遇改善の取組が実効性を失うとともに、介護を必要とする国民の生活が揺らぐ結果となりかねません。

については、以下のことについて実現に向けたご検討を賜りたく、要望いたします。

- ① 介護報酬について中間年改定の実施や3年ごとの改定期間を見直すことに係る必要性の検討（社会情勢の変化に応じた介護報酬の引き上げ）
- ② 公定価格分野に対する業務改善助成金の特例的適用措置（対象の拡大）
- ③ 賃上げ促進税制のさらなる拡充（控除率の引き上げ）
- ④ いわゆる「年収の壁」に係る今日的なあり方のさらなる検討